

制 定 1 1 近 資 第 7 1 9 号
平成 1 1 年 3 月 3 1 日
改 正 平成 21・02・24 近畿第 27 号
平成 2 1 年 2 月 2 5 日
改 正 平成 21・06・19 近畿第 105 号
平成 2 1 年 6 月 1 9 日

揮発油等の品質の確保等に関する法律等に基づく近畿経済産業局長の
処分に係る審査基準等について

近畿経済産業局長 平工 奉文

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号。以下「法」という。)及び揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和53年通商産業省令第24号。以下「規則」という。)に基づく近畿経済産業局長の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

第1 申請に関する処分に係る審査基準

(1) 法第3条の規定による揮発油販売業を行おうとする者の登録

法第3条の規定による揮発油販売業を行おうとする者の登録に係る審査基準については、法第6条第1項(登録の拒否要件)の規定を基としつつ、同条第1項第5号中「揮発油販売業を適確に遂行するに足る能力」とは、揮発油の品質を管理する技術的能力及び事業の継続的遂行に必要な経理的能力をいうものとする。

なお、揮発油の品質を管理する技術的能力を有するとは、法第14条で義務付けられている品質管理者を給油所ごとに選任し得ること及び揮発油の分析設備を利用し得るか又は分析を登録分析機関に委託し得ることをいう。

揮発油販売業の継続的遂行に必要な経理的能力を有するとは、給油所の設置・運営を行うのに支障のない経理的基礎を有することをいうものとする。

(2) 法第8条の規定による揮発油販売業者の変更登録

法第8条の規定による揮発油販売業者の変更登録に係る審査基準については、同条第2項で準用される法第6条第1項の規定を基としつつ、その解釈については(1)を準用するものとする。

(3) 法第12条の2の規定による揮発油特定加工業を行おうとする者の登録

法第12条の2の規定による揮発油特定加工業を行おうとする者の登録に係る審査基準については、法第12条の5第1項(登録の拒否要件)の規定に登録の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難なため、

審査基準は作成しない。

(4) 法第12条の6の規定による揮発油特定加工業者の変更登録

法第12条の6の規定による揮発油特定加工業者の変更登録に係る審査基準については、同条第2項で準用される法第12条の5第1項の規定に登録の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難なため、審査基準は作成しない。

(5) 法第12条の9の規定による軽油特定加工業を行おうとする者の登録

法第12条の9の規定による軽油特定加工業を行おうとする者の登録に係る審査基準については、法第12条の12第1項（登録の拒否要件）の規定に登録の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難なため、審査基準は作成しない。

(6) 法第12条の13の規定による軽油特定加工業者の変更登録

法第12条の13の規定による軽油特定加工業者の変更登録に係る審査基準については、同条第2項で準用される法第12条の12第1項の規定に登録の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難なため、審査基準は作成しない。

(7) 規則第14条の2第1項の規定による生産揮発油品質維持計画及び確認揮発油品質維持計画の認定

規則第14条の2第1項の規定による生産揮発油品質維持計画及び確認揮発油品質維持計画の認定については、同項に認定の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、審査基準は作成しない。

(8) 規則第14条の7第1項の規定による生産揮発油品質維持計画及び確認揮発油品質維持計画の計画終了日の変更の認定

規則第14条の7第1項の規定による生産揮発油品質維持計画及び確認揮発油品質維持計画の計画終了日の変更の認定については、同条第5項で準用される規則第14条の2第1項に認定の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、審査基準は作成しない。

(9) 規則第17条の2第1項の規定による揮発油特定加工品質確認計画の認定

規則第17条の2第1項の規定による揮発油特定加工品質確認計画の認定については、同項に認定の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、審査基準は作成しない。

(10) 規則第17条の5第1項の規定による揮発油特定加工品質確認計画の変更の認定

規則第17条の5第1項の規定による揮発油特定加工品質確認計画の変更の認定については、同条第4項で準用される規則第17条の2第1項に認定の基準

が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、審査基準は作成しない。

(11) 規則第 17 条の 7 第 1 項の規定による揮発油特定加工品質確認計画の計画終了日の変更の認定

規則第 17 条の 7 第 1 項の規定による揮発油特定加工品質確認計画の計画終了日の変更の認定については、同条第 4 項で準用される規則第 17 条の 2 第 1 項に認定の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、審査基準は作成しない。

(12) 規則第 25 条の 2 第 1 項の規定による軽油特定加工品質確認計画の認定

規則第 25 条の 2 第 1 項の規定による軽油特定加工品質確認計画の認定については、同項に認定の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、審査基準は作成しない。

(13) 規則第 25 条の 5 第 1 項の規定による軽油特定加工品質確認計画の変更の認定

規則第 25 条の 5 第 1 項の規定による軽油特定加工品質確認計画の変更の認定については、同条第 4 項で準用される規則第 25 条の 2 第 1 項に認定の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、審査基準は作成しない。

(14) 規則第 25 条の 7 第 1 項の規定による軽油特定加工品質確認計画の計画終了日の変更の認定

規則第 25 条の 7 第 1 項の規定による軽油特定加工品質確認計画の計画終了日の変更の認定については、同条第 4 項で準用される規則第 25 条の 2 第 1 項に認定の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、審査基準は作成しない。

第 2 不利益処分

1. 処分の基準

(1) 法第 17 条の 6 第 5 項（法第 17 条の 7 第 2 項及び法第 17 条の 9 第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者に対する措置命令

法第 17 条の 6 第 5 項の揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者に対する措置命令に係る処分の基準について、同条第 5 項の「正当な理由」とは、天災等のやむを得ざる事情又は法第 17 条の 6 第 2 項（法第 17 条の 7 第 2 項及び法第 17 条の 9 第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に違反している状態が既に治癒されている場合をいい、「第 2 項に違反する行為を引き続きするおそれがある」とは、法第 17 条の 6 第 3 項（法第 17 条の 7 第 2 項及び法第 17 条の 9 第 2 項において準用する場合を含む。）による指示に従う意志が客観

的に認められず、かつ、法第17条の6第2項に違反している状態が確実に治癒される可能性が認められない場合をいう。

2. その他

- (1)法第17条の6第3項（法第17条の7第2項及び法第17条の9第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者に対する標準揮発油、標準軽油及び標準灯油の表示違反に係る指示
- 法第17条の6第3項の揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者に対する標準揮発油、標準軽油及び標準灯油の表示違反に係る指示に係る処分の基準については、同項に指示に係る基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

附 則（平成21・02・24 近畿第27号）

この規定は、平成21年2月25日から施行する。

附 則（平成21・06・19 近畿第105号）

この規定は、平成21年6月19日から施行する。